

一般社団法人日本総合健診医学会
学術集会大会長選出規程

本規程は、一般社団法人日本総合健診医学会の年次学術集会（以下「学術大会」という。）の大会長選出に関して、その選出方法および手続きについて定めるものとする。

第 1 条 （選出方法）

（候補者）大会長の選出は、学術集会開催を希望する会員の自薦または他薦により募集する。

（選出）理事長は候補者の適正を確認したうえで理事会に諮り、合議により 1 名を決定し、社員総会での承認を得る。

第 2 条 （選出者の開催年度）

大会長の選出は、原則として選出手続きを行う年の 3 年後に開催する学術大会について行うものとする。

第 3 条 （選出手続きの時期）

大会長の選出手続きは、例年、概ね次に掲げる時期に行うものとする。

- （1）大会長立候補届受付開始 4 月中
- （2）大会長立候補届提出締切 7 月末
- （3）理事会での協議・選出 9-11 月
- （4）社員総会での承認 翌年 1-2 月

第 4 条 （大会長希望者の募集方法）

大会長希望者の募集は、学会ホームページ、学会雑誌、メールマガジンを通じて告知して行うものとする。

第 5 条 （大会長立候補届の提出）

学術大会開催を希望する会員は、大会長立候補届を前条の告知で指定された期日までに本学会事務局に提出しなければならない。

第 6 条 （補則）

本規程第 1 条で定める大会長を選出するための理事会の協議または理事の投票は、次の手順で行うものとする。

- (1) 理事会は、立候補者が1名の場合、協議を行い選出する。
- (2) 立候補者が2名以上の場合、理事＞審議員＞会員の順に優先される。
- (3) 同資格者2名以上が立候補した場合、理事の合議により選出する。
- (4) 合議による意見が分かれた場合、理事長が決定する。

第7条 (改廃)

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

第8条 (補則)

この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定めるものとする。

附則

この規程は、2023年9月7日から施行する。

2023年9月7日理事会承認